

このしおりを利用されるかたへ

- このしおりは、坂出市内にお住まいの障がいのあるかたやその家族のかたが利用できる福祉サービスをとりあげ、その内容等を紹介したものです。
- 令和5年4月時点での情報を掲載しています。制度の内容等が変わることもありますので、ご確認のうえご利用ください。
- このしおりの中では、制度ごとに①対象者②内容③相談窓口の順番で紹介していますが、特に②内容についてはページ数の都合により簡易な紹介にとどめていますので、詳細につきましては③相談窓口にお問い合わせください。
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳は、このしおりの中で紹介する各種の制度を利用する場合や市役所等に相談に来られるときなどに、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるかたであることの証票として交付されていますので、可能な限りいつも持ち歩くようにしてください。
- 坂出市から転出される場合は、必ず転出先の福祉担当課で手帳の住所欄を訂正する必要があります。サービスによっては受けられなくなるものもあります。

坂出市に再転入される場合は、市民課で転入手続き終了後、ふくし課障がい福祉係で手帳の住所変更手続き等をしてください。医療費助成制度など申請手続きをしなければ、転入日から制度が利用できないものがあります。

また、転入日から一定期間が経過しなければ利用できない制度もありますのでご了承ください。